

各都道府県知事殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

生活福祉資金貸付（福祉資金 [緊急小口資金]）の特例について

生活福祉資金の貸付けについては、平成 21 年 7 月 28 日付厚生労働省発社援第 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び平成 21 年 7 月 28 日社援発第 0728 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」により実施されているところであるが、今般発生した令和元年台風第 15 号及び第 19 号により被災した世帯に対する福祉資金の貸付けの運営及び国庫補助の対象となる貸付の範囲について、下記のとおり特例措置を講ずることとし、災害救助法適用日から適用することとしたので通知する。

記

1 貸付対象

令和元年台風第 15 号及び第 19 号により、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、貴職が設定した地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）

なお、地域を指定したときは、事後で差し支えないので、延滞なく当職あて報告すること。

2 貸付金額の限度

原則として、10 万円以内とする。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は 20 万円以内とする。

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が 4 人以上いるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。

3 貸付けの方法

(1) 据置措置

貸付けの日から1年以内とする。

(2) 償還期限

(1)の据置期間経過後2年以内とする。

4 貸付けの手続き

迅速な貸付けを行う必要があることから、貸付けの手続きについては、次のとおりとする。

(1) 借入れの申込み

ア 災害時の緊急対応であることにかんがみ、借入れの申込みにあたって民生委員を窓口とすることが困難な場合には、借入申込書を直接市区町村社会福祉協議会に提出し、市区町村社会福祉協議会を経由して、都道府県社会福祉協議会会長に提出することとして差し支えないなど、貸付金の交付は可及的速やかに行うこと。

イ 借入申込書の記載事項については、住所、氏名、生年月日、勤務先の名称及び所在地等必要最小限として差し支えないこと。

ウ 借入申込書及び借用書への捺印は、印鑑又は拇印によるものとする。

(2) 借入申込者の確認

借入申込者の氏名及び住所の確認は、健康保険証、運転免許証等によるほか、民生委員、社会福祉協議会職員及び市町村役場職員による現認等により行うこと。

なお、今回の特例措置を講じることにより不正な貸付が行われることがないように、着実な確認を行うこと。

(3) 受付及び貸付金交付

ア 借入申込みの受付は、実施体制が整い次第、速やかに開始すること。

イ 受付期間は、当分の間とする。

ウ 貸付金の交付は、災害時の緊急的対応であることにかんがみ、可及的速やかに行うこと。

5 その他

(1) 本通知に特段の定めのないものについては、厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度の運営について」、令和元年10月25日付社援地発1025第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知等の関係通知によることとする。

(2) 当該貸付けの実施主体である都道府県社会福祉協議会及び貸付窓口となる市区町村社会福祉協議会と十分に連携を図りつつ、円滑な貸付けを行うこと。また、貸付けの実施にあたっては、社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援事業等の関係機関と情報共有や連携等を図るなど、適切に実施すること。

(3) 本通知は令和元年度台風第15号及び第19号により被災した世帯に対する貸付け

に当たって、平時とは異なる運用をお示しするものであることから、平時の貸付けとは別に集計及び報告ができるよう管理すること。

- (4) 本通知は令和元年度台風第15号及び第19号により被災した世帯から、適用日以降に貸付申込があり、本通知が届くまでの間に平時の据置期間及び償還期間で貸付決定をしている場合、対象者の希望を聞き取ったうえで、本通知による運用の範囲内の据置期間及び償還期間に契約内容を変更するなど、柔軟に対応すること。